



田中市政第4期がスタート！

4月27日(月)、任期満了に伴う市長選挙で当選を果たした田中市長が初登庁され、出迎えた職員から花束が贈呈されました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、少人数の職員での出迎えとなりました。

🌀 主な内容

- ◆新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金を支給します (P4)
- ◆市・県民税の税額決定・納税通知書を発送します (P5)
- ◆中学生までのお子さんがあるご家庭へ (P6)

| | | | |
|-------------|----------|--------------|------------------------|
| 今月の日曜開庁 | 6月28日(日) | 8時30分～17時15分 | 市民課(2階) ☎(20)1502 |
| | | | 市民税課(2階) ☎(20)1577 |
| | | | 収税課(2階) ☎(20)1578 |
| | | | 本納支所(ほのおか館内) ☎(34)2111 |
| 証明書等交付時間を延長 | 毎週水曜日 | 19時まで | 市民課(2階) ☎(20)1502 |

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】令和2年5月1日現在
(うち外国人住民)
●総人口 88,629人 (1,369人)
●男 43,834人 (528人)
●女 44,795人 (841人)
●世帯数 40,784世帯
※外国人住民の世帯を含む
【4月中の動き】※外国人住民を含む
●転入 328人 ●転出 363人
●出生 41人 ●死亡 86人

石井常雄氏が逝去されました



茂原市名誉市民・石井常雄氏（91歳）が、4月27日午前3時7分、逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

茂原市の発展に尽力

故石井常雄氏は、昭和63年5月に茂原市長に就任され、平成20年5月までの間、5期20年の長きにわたり市政の発展、住民福祉の向上に貢献されました。

この間、平成3年に「茂原市保健センター」、平成6年に「美術館・郷土資料館」を建設、平成8年には庁舎の老朽化・狭隘に伴い新庁舎を建設しました。

平成14年には市政施行50周年を記念してオーストラリアのソルズベリー市と姉妹都市提携を結びました。

また、平成元年から平成20年5月まで「東金・茂原・木更津間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会長」に就任、圏央道の早期実現を目指し奔走し、千葉県および茂原市のみならず沿線市町村の発展に大きく貢献されました。このような功績により、平成21年2月に「茂原市名誉市民」の称号が送られました。



▲平成8年に建設された市役所新庁舎



▲平成21年に茂原市名誉市民となりました



▲平成14年に行われたソルズベリー市との姉妹都市提携調印式

市有地を一般競争入札で売却します

茂原市吉井下字谷525番1

【地目】 宅地（現況：宅地）

【地積】 2085.17㎡

【最低売却価格】 763万円

◆募集要領の配布・入札参加申込

6月30日(火)まで

8時30分～17時（土日を除く）

※募集要領は管財課ウェブページからも閲覧可

◆入開札日 7月9日(木)

募集要領の配布・申込み・問合せ

管財課（4階） ☎(20)1520、FAX(20)1602

令和2年度5月補正予算

※1万円単位で
端数処理しています。

一般会計補正予算額 3億円（補正後予算額330億6,400万円）

（歳入）

○繰入金 …………… 3億円

（歳出）

○商工費 …………… 1億3,450万円

○予備費 …………… 1億6,550万円

歳出の主な内容

【商工費】

中小企業資金融資事業（中小企業信用保証料助成金等） 4,450万円

新型コロナウイルス感染症対策事業（感染症対策協力金）
9,000万円

特別会計補正予算額 396万円

○国民健康保険事業会計 …… 396万円（傷病手当金）

問合せ 財政課（4階） ☎(20)1517、FAX(20)1603

市長が行く



茂原市長 田中豊彦

コロナ禍の市長選挙を終えて

こんには。茂原市長の田中豊彦です。

と、引き続き言うことができることに、ほっとする思いと、改めて問題山積の茂原市の舵取りをしていく重責を担うことに気が引き締まる思いとが、心の中で交錯しております。

今回の市長選挙は、今までとは大きく違い、緊急事態宣言下の、外出自粛規制が掛かった中での選挙戦でした。選挙では、本来ならば人を集めることが求められるのに、それは自粛せねばならず、感染防止のために、消毒をはじめとするさまざまな配慮が必要でした。現職という立場もあり、新型コロナウイルス対策や、今年も襲ってくるかもしれない台風や豪雨への対策などに追われながらの日々でした。ここに改めて応援してくだ

さった方々に心より感謝申し上げます。

そもそも今回の選挙は、昨年の豪雨による災害対策に対する市民の皆様の審判を仰ぐことでもあったと感じております。

昨年の災害時、避難所の開設やさまざまな備品の配布、災害ごみの処理など、やるべきことは迅速に行ってきたつもりでおりますが、それでも多くのご批判をいただきました。これからの災害に備えて、特に河川の改修に関しては、県の管轄ではあります。が、今後の課題と覚悟しての立候補でした。

そして、市民の皆様の審判が下った今、私はこれから、驕りもせず、卑下もせず、平常心を持って、責務を果たしていきたいと決意を新たにいたしております。

さて、4期目がスタートし、

まず取り組んでいくことは、今回のコロナの問題への上で、先ほどから申し上げている台風や豪雨による災害対策です。もちろん対策は次から次へと打っていく所存ですが、それでも完璧なものには難しいかもしれません。なぜなら、これは今まで経験したことのない未知なるものとの戦いであろうからです。

先日、茂原北陵高校の永野校長先生が千葉日報に書いておられました。現代は「地震、水害、ウイルス」などの災害を受け入れるような気持ちを持たないと生きていけない時代なのかもしれないと。また、コロナと戦う日々が続いておりますが、また台風が発生したと聞くと、河川の様子が気になり、気をもむ日々はこれからも続きます。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。
問合せ 秘書広報課(3階) ☎(20)1512、FAX(20)1601

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金を支給します

茂原市国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合、傷病手当金を支給します。

◆対象者 次の4つの条件をすべて満たす方

- ・給与の支払いを受けている茂原市国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者
- ・新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができない（できなかった）者
- ・3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること
- ・給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

◆支給対象期間

労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務を予定していた日（最長1年6カ月）

◆支給額

（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷同期間の就労日数）×2/3×支給対象となる日数
※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

○支給を受けるためには申請が必要です。申請には事業主からの証明および医療機関にかかった場合は当該医療機関の証明等が必要になりますので、必ず事前に電話でお問い合わせください。

問合せ 国保年金課(2階) ☎(20)1503、FAX(20)1600

もばら検定「ガス博士」第2回検定試験を開催

茂原市認定市民活動団体 もばら検定「ガス博士」実行委員会 では、ご当地検定である“もばら検定「ガス博士」”の2回目の検定と講習会を開催します。茂原市の特産品である天然ガスをメインテーマとして、茂原市の歴史・観光・自然からも出題されます。「ガス博士」の称号獲得を目指して、検定に挑戦してみませんか？

- ◆日時 ①こどもガス博士 8月30日⑩10時30分～11時30分
②ガス博士修士号 8月30日⑩10時30分～12時
③ガス博士博士号 8月29日⑩13時～15時
※日程は変更または中止になる場合があります。

◆対象 ①小学生 ②一般 ③修士号合格者

◆受験料 ①1,000円 ②2,000円 ③3,000円

◆会場 総合市民センター

◆講習会 8月29日⑩10時～17時／会場＝総合市民センター

◆申込 6月1日⑩～7月31日⑩

◆主催 もばら検定「ガス博士」のホームページから
もばら検定「ガス博士」実行委員会（後援：茂原市、茂原市教育委員会）



問合せ もばら検定「ガス博士」実行委員会 ☎(24)3494

市・県民税の 税額決定・納税通知書を 発送します

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。原則として毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

納税方法

①普通徴収(個人納付)の場合
【事業所得者など】

年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期です。納付書もしくは口座振替で納めてください。

②給与からの特別徴収の場合
【給与所得者】

6月から翌年5月までの12回で給与から天引きされます。今年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払者宛てに発送しています。勤務先を通じてお受け取りください。

③公的年金から特別徴収の場合
【年金所得者】

前年中および令和2年4月1日において、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。公的年金の所得に係る市・県民税が年金から天引きされます。

※4月・6月・8月に年金から天引きされた額が、今年度の税額を上回る方には、後日、過納金を還付する通知を送付します。

今年度の「市民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」は6月12日(金)に発送します。
なお、確定申告期間の延長に伴い、3月17日(火)以降に所得税の確定申告書を提出した場合は、申告内容を確認後、随時、税額決定通知書または税額変更通知書を送付します。
※税額の計算方法の詳細は、通知書に同封する「市民税・県民税の税額等の明細」をご覧ください。

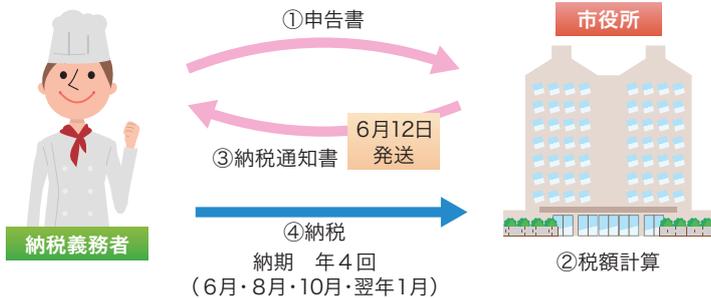
市・県民税の 申告について

毎年、1月1日に茂原市内にお住まいの方は、収入の有無にかかわらず、前年中の所得を申告していただく必要があります。申告していただく場合は、市・県民税だけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額などの決定が正しくできないことがあります。

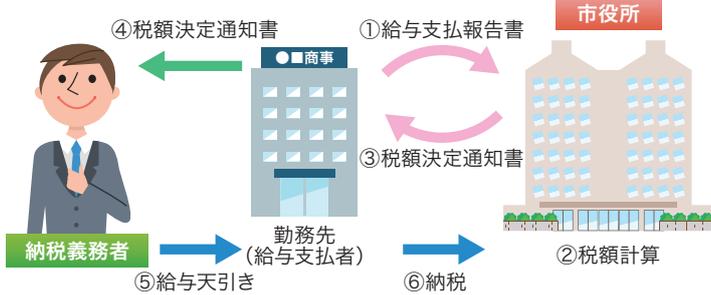
ただし、次の①～④のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。
① 税務署に確定申告書を提出された方
② 給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先へ確認してください)
③ 公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方
④ 税制上の被扶養者等となつ

納税方法

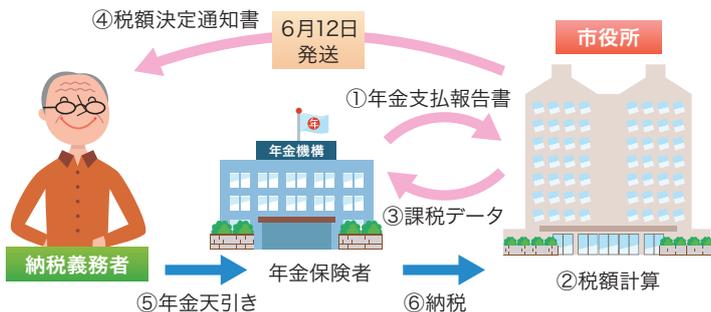
①普通徴収の場合



②給与からの特別徴収の場合



③公的年金からの特別徴収の場合



ている方

問合せ

市民税課(2階)

☎(20)1577、FAX(20)1609

新型コロナウイルス感染症の影響など、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

問合せ
収税課(2階)

☎(20)1578、FAX(20)1609



中学生までの お子さんがいる ご家庭へ

児童手当現況届の提出を忘れずに！

児童手当を受給している方は、毎年現況届の提出が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況により、受給資格を確認するためのものです。該当者には、6月上旬に現況届を送付します。提出がない場合、6月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。

- ◆提出期限 7月10日㊟ ※6月28日㊟は、子育て支援課で休日受付を行います。
- ◆提出方法 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口に加え郵送でも受け付けます。
※郵送料は自己負担です。
※添付書類に不備があった場合は再送をお願いすることがあります。

現況届の概要・必要書類等は、子育て支援課ウェブページからも確認できます。▶



提出・問合せ 子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610
 本納支所(ほのおか館内) ☎(34)2111、FAX(34)4113

子ども医療費助成受給券が更新されます

市では、0歳から中学3年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。

8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月末に発送します。住民税が未申告である場合は受給資格等を確認できないため、受給券を送付することができません。必ず住民税の申告をしてください。

なお、更新手続きに際し、令和2年度の所得と市民税額を証する書類の提出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

| 子ども医療費助成受給券 | |
|--|------------------------------|
| 公費負担番号 | |
| 受給者番号 | |
| 子ども | 住所 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 |
| 有効期間 |月.....日から.....月.....日まで |
| 自己負担金 | 通院 |
| | 入院 |
| | 保険調剤 |
| 千葉県 茂原市長  | |

問合せ 子育て支援課（2階）
 ☎(20)1573、FAX(20)1610